

津山市スポーツ少年団設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津山市体育協会が設置した「津山市スポーツ少年団」に関することを定めるものとする。

(構成)

第2条 津山市スポーツ少年団は、市内のスポーツ少年団の連合組織として構成し、それを代表とする。

2 津山市スポーツ少年団は、中学区と単一種目団を置く。中学区とは、津山東、津山西、鶴山、北陵、中道、加茂、勝北、久米の8中学区とする。

(目的)

第3条 津山市スポーツ少年団は、スポーツを通じて少年の心身を鍛練し、人間性を高め、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図ることを目的とする。

(事業内容)

第4条 津山市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の立案と実施
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成
- (3) スポーツ少年団母集団の活動の推進
- (4) スポーツ少年団市的行事の実施
- (5) スポーツ少年団の交流及び派遣事業の実施
- (6) スポーツ少年団の顕彰
- (7) 関係団体との連携
- (8) その他、前条の目的達成に必要な事業

(本部)

第5条 津山市スポーツ少年団は、前条の事業を推進するために、津山市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）を設置する。

(登録等)

第6条 津山市スポーツ少年団への加入は、津山市スポーツ少年団、岡山県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団への登録をもって行う。

2 前項の登録は毎年度これを更新するものとする。

3 登録の認定並びに取消し等については、「日本スポーツ少年団登録規程」の定めにより、その他に関しては別に定める。

(役員)

第7条 津山市スポーツ少年団に次の役員をおく。

- (1) 本部長1名
- (2) 副本部長若干名
- (3) 本部役員若干名
- (4) 本部委員各中学区及び単一種目団より若干名
- (5) 監査2名

(役員を選出)

第8条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 本部長・監査は、総会で選出する。
- (2) 副本部長は中学区及び単一種目団の代表者から選出されたもので構成し、総会で承認を得る。
- (3) 本部役員は本部長、副本部長及び種目委員会より選出されたもので構成し、総会で承認を得る。
- (4) 本部委員は、中学区及び単一種目団から選出し、総会で承認を得る。
- (5) 本部長は、前項のほかに総会に諮って関係機関・関係団体並びに学識経験者から若干名の本部役員を委嘱することができる。
- (6) 岡山県スポーツ少年団等への派遣役員は、本部長の指名による。
- (7) 津山市スポーツ少年団は、本部長の承認を得て若干名の顧問を委嘱することができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。欠員の補充は、本部役員会で全役員の2/3以上の承認を得て認められるものとし、任期は前任者の残任期間とする。

2 役員任期は総会から総会までとする。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 本部長は津山市スポーツ少年団を代表し、本部の業務を統括する。
- (2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 本部役員は本部長・副本部長とともに本部役員会を組織し、本部の業務を審議する。
- (4) 本部委員は本部長・副本部長とともに、本部の業務を執行する。
- (5) 監査は本部会計を監査する。

(総会と本部役員会等)

第11条 会議は、総会、本部役員会及び特別委員会とする。

- (1) 総会は年1回以上本部長が招集し、事業計画・予算・決算・その他重要事項を審議する。
- (2) 総会は単位団代表指導者及び本部役員、本部委員をもって構成する。
- (3) 本部役員会は本部長が招集し議長となり、総会から委任された事項および緊急事項を審議する。
- (4) 特別委員会は本部長が招集し議長となり、本部役員会から委任された臨時審査事項等を審議する。
- (5) 特別委員会は本部長及び本部役員会から選出された本部役員をもって構成する。
- (6) 前項のほか、本部委員・本部役員の1/3の請求があった場合本部長は会議を招集しなければならない。
- (7) 会議は全員の半数以上の出席により開会し、その議決は出席者の過半数によって決定する。ただし、欠席の役員については議決権を議長に委任することができる。
- (8) 副本部長・本部役員がやむを得ない事由により欠席する場合、代理人の出席を認める。

(専門委員会と種目委員会)

第12条 本部は必要に応じて専門委員会及び種目委員会を設置し、本部業務を委託することができる。

(会計及び交付金等)

第13条 本部の会計は、登録料、加入負担金、津山市体育協会委託料、助成金及びその他をもって充てる。

2 第2条にかかわる中学区と単一種目団への交付金の交付要綱等及びその他必要事項については、本部長が別に定めるものとする。

(会計年度)

第14条 津山市スポーツ少年団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 津山市スポーツ少年団の事務局は、津山市体育協会内に置く。

津山市山北669番地

岡山県津山総合体育館内 (TEL0868-24-0202)

(その他)

第16条 この規程は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち変更することができる。

附則

この規程は、昭和52年6月11日から施行する。

昭和53年6月18日 一部改正

昭和54年5月15日 一部改正

平成17年4月28日 一部改正

平成19年4月25日 一部改正

平成23年4月20日 一部改正

平成24年4月19日 一部改正

平成25年4月18日 一部改正

平成27年5月 1日 一部改正

平成30年4月13日 一部改正